

# 令和4年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(令和5年1月版)

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

事業所番号 : 33

事業所名 :

点検年月日 : 平成 年 月 日 ( )

点検担当者 :



# 107 通所リハビリテーション費

## 405 介護予防通所リハビリテーション費

■根拠となる法令等

- 共通** 法：介護保険法（平成9年法律第123号）  
 解釈通知： 解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）  
 27号告示： 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）  
 94号告示： 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）  
 95号告示： 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）  
 83号告示： 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）  
 記載要領： 「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）
- 介護** 基準省令： 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）  
 基準条例： 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）  
 報酬告示： 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）  
 留意事項通知： 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- 予防** 基準省令： 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）  
 基準条例： 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）  
 報酬告示： 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）  
 留意事項通知： 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

※赤字は令和3年4月改正、青字は令和4年10月改正関係

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等	
					介護	予防
施設等の区分	・ 通常規模の事業所 ・ 大規模の事業所（Ⅰ） ・ 大規模の事業所（Ⅱ）	前年度1月当たり平均延人員数	<input type="checkbox"/> 750人以内	事業所規模に係る届出書 利用者数の記録	報酬告示 別表7イ～ハ 留意事項通知 第2の8(8)	青P334～336 青P337～338
		前年度1月当たり平均延人員数	<input type="checkbox"/> 750人超900人以内	〃	平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) 問10	緑P117 Q7
		前年度1月当たり平均延人員数	<input type="checkbox"/> 900人超	〃	介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A 問24	緑P117 Q6
計算方法		通りハ1h以上～2h未満 通りハ2h以上～3h未満、3h以上～4h未満 通りハ4h以上～5h未満、5h以上～6h未満 予防通りハ2h未満 予防通りハ2h以上～4h未満 通りハ4h以上～6h未満	1/4×利用者数 1/2×利用者数 3/4×利用者数 1/4×利用者数 1/2×利用者数 3/4×利用者数			

- ①事業所規模による区分については、施設基準第6号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱とする。
- ②平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。
- ③前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。
- ⑤感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合については、事業者規模別の報酬区分の決定に係る特定あり。

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等	
					介護	予防
所要時間による区分	1時間以上2時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす	利用者に関する記録（アセスメント）、通所リハビリテーション計画、居宅サービス計画、サービス提供票	報酬告示 別表7イ～ハ 留意事項通知 第2の8(1)	青P334～336 青P339 緑P116 Q3～Q4
	2時間以上3時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす			
	3時間以上4時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす			
	4時間以上5時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす			
	5時間以上6時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす			
	6時間以上7時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす			
	7時間以上8時間未満		<input type="checkbox"/> 満たす			
施設基準に掲げる区分の通所リハビリテーション費	利用者の要介護状態区分（要介護1～5）に応じて算定（月途中の区分変更に注意）		<input type="checkbox"/> 合致	受給資格等の確認	報酬告示 別表7イ～ハ 介護報酬等に係るQ&A vol.2 問22 介護報酬に係るQ&A 問3	青P334～336 緑P12 Q2 緑P116 Q3 緑P350 Q8, Q9
	通所リハビリテーション計画上に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で算定		<input type="checkbox"/> 満たす	通所リハビリテーション計画、サービス提供の記録	留意事項通知 第2の1(3)	青P126
	居宅サービス計画に沿った通所リハビリテーションの実施		<input type="checkbox"/> 実施	居宅サービス計画、サービス提供の記録		
	送迎時に実施した居宅内介助等を通所リハビリテーションの所要時間に含める場合、以下の要件をすべて満たしているか 1. 含めることができるのは1日30分以内を限度 2. 居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置づけ 3. 実施者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む）、サービス直接提供職員として勤続3年以上の介護職員等、要件に該当		<input type="checkbox"/> 合致	居宅サービス計画、通所リハビリテーション計画、サービス提供の記録	留意事項通知 第2の8(1) 27.4.1事務連絡 介護保険最新情報vol.454 介護報酬改定に関するQ&A 問52、問53、問54、問55	青P339 緑P118 Q8～Q11
介護予防通所リハビリテーション費【予防】	利用者の要支援状態区分（要支援1、2）		<input type="checkbox"/> 合致	受給資格等の確認	報酬告示 別表7イ 18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A (vol.1) 問13、問15、問16 問11、問9、問10、問12、問14 留意事項通知 第2の1(3)	青P1342～ 緑P135～136 緑P380～381
	介護予防通所リハビリテーションの実施		<input type="checkbox"/> 実施	サービス提供の記録		青P941
日割り請求にかかる適用	区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）		<input type="checkbox"/> 合致	受給資格等の確認	留意事項通知 第1の1(5) 20.4.21事務連絡 介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A 問23 平成27年3月31日厚労省老健局事務連絡 月額包括報酬の日割り請求に係る適用  記載要領 2-(2)⑦  18.4.21介護制度改革information vol.96 平成18年4月改定関係Q&A (vol.3) 問18 20.4.21事務連絡 介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A 問20、問23	青P1286 緑P52 Q15 緑P1366 緑P1274～1275 緑P51, 52 Q12, Q13, Q15
	区分変更（要介護→要支援）		<input type="checkbox"/> 合致	受給資格等の確認		
	区分変更（要支援→要介護）		<input type="checkbox"/> 合致	受給資格等の確認		
	サービス事業者の変更（同一保険者内のみ）		<input type="checkbox"/> 合致	契約日、契約解除日		
	介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者		<input type="checkbox"/> 合致	利用日数の確認		
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者		<input type="checkbox"/> 合致	利用日数の確認		
	介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている者		<input type="checkbox"/> 合致	利用日数の確認		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護	予防		
	介護老人保健施設等の退所（退院）日の通所リハビリテーション費の算定	介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院の退所（退院）日、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）での通所リハビリテーション費の算定	□ なし	実施記録、サービス提供票、利用者に関する記録	留意事項通知 第2の1(3)	青P126		
	サービス種類相互の算定関係	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けている間の算定	□ なし	サービス提供票	報酬告示 別表7イ～ハ注17	青P362		
	サービス種類相互の算定関係	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間の算定	□ なし	サービス提供票			報酬告示 別表7イ注5及び6	青P1346
		他の介護予防通所リハビリテーションを受けている間の算定	□ なし					
	併設医療機関の受診	通所リハビリテーションのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診（緊急やむを得ない場合を除いて認められない。）	□ なし	カルテ等	15.5.30事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 問3	緑P116 Q3	15.5.30事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 問3	緑P116 Q3
	定員超過利用減算	定員超過利用（1ヶ月の利用者数の平均が利用定員を超える）が発生した翌月から、定員超過が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算「1ヶ月（暦月）のサービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者の最大数の合計」÷「サービス提供日数」（小数点以下切り上げ）>利用定員	□ 合致	業務日誌	留意事項通知 第2の8(25) →第2の7(16) 27号告示 二 基準省令 第119条 →基準省令 第102条	青P340 緑P752 赤P245	留意事項通知 第2の6(9) →留意事項通知 第2の8(25) 27号告示 十六 基準省令 第120条の3	青P1343 青P340 緑P769 赤P1254
		災害、虐待等の受入等やむを得ない利用による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。	□ 合致		18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A (vol.1) 問41	緑P350 Q10	18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A (vol.1) 問41	緑P350 Q10
		定員超過利用減算ではなく運営基準であるが、利用定員を超えて通所リハビリテーションの提供を行ってはならない（営業日ごと）。ただし、災害時は除く。	□ 満たす	運営規程	基準省令 第119条 →基準省令 第102条	赤P245	基準省令 第120条の3	赤P1254
	人員基準欠如減算 （人員欠如がない場合） 【介護・予防】	常勤医師の配置（1以上） ※1	□ 満たす	出勤簿、勤務表、資格証	報酬告示 別表7イ～ハ注1 留意事項通知 第2の8(26) 27号告示 二 基準省令 第111条第1項～4項 解釈通知 第3の7の1(1)(2)	青P339 青P341 緑P752～ 赤P223～	報酬告示 別表7イ注1 27号告示 十六 基準省令 第117条第1項～4項	青P1342 緑P769 赤P1251
		医師の配置（営業日ごと1以上）	□ 満たす	出勤簿、勤務表	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A (vol.1) 問54	緑P347		
		理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（月平均で1.0以上）	□ 満たす	出勤簿、勤務表、資格証				
		理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（営業日ごと）	□ 満たす	出勤簿、勤務表				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等	
					介護	予防
人員基準欠如減算 (1割を超えて減少した場合) 【介護・予防】 (老健・病院・介護医療院) (診療所)	人員欠如が発生した翌月から、人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算	□ 合致	出勤簿、勤務表	平成22年1月25日事務連絡(長寿社会対策課)		
	医師の配置 式A < 0.9	□ 減算該当	出勤簿、勤務表	式A 「サービス提供日に専任の(常勤)医師が勤務した日数」÷「サービス提供日数」		
	理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員の配置 式B < 0.9	□ 減算該当	出勤簿、勤務表	式B 「営業日のサービス提供時間中における従事者が実際に勤務した時間の合計」÷「各営業日における従事すべき従事者数 × サービス提供時間の合計」		
	従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置(リハビリテーションを提供する時間帯に配置) 式C < 0.9 ※2	□ 減算該当	出勤簿、勤務表、資格証	式C 「営業日のリハビリテーションを提供する時間帯に配置された理学療法士等の延べ人数」÷「各営業日における従事すべき理学療法士等の人数の合計」		
	従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、経験看護師の配置 式D < 0.09 ※2	□ 減算該当	出勤簿、勤務表、資格証	式D 「年月における理学療法士等の勤務延長時間数」÷「年月における常勤の職員が勤務する時間」		
	人員基準欠如減算(1割の範囲内で減少した場合) 【介護・予防】 (老健・病院・介護医療院) (診療所)	人員欠如が発生した翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算(翌月の末日に人員基準を満たすに至っている場合を除く)	□ 合致	出勤簿、勤務表		
医師の配置 0.9 ≤ 式A < 1.0	□ 減算該当	出勤簿、勤務表				
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員の配置 0.9 ≤ 式B < 1.0	□ 減算該当	出勤簿、勤務表				
従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置(リハビリテーションを提供する時間帯に配置) 0.9 ≤ 式C < 1.0 ※2	□ 減算該当	出勤簿、勤務表、資格証				
従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、経験看護師の配置 0.09 ≤ 式D < 0.1 ※2	□ 減算該当	出勤簿、勤務表、資格証				

※1 診療所で、利用者数が同時に10人以下の場合を除く

※2 所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位における理学療法士等として計算することができる。

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<基本報酬への3%加算>			報酬告示 別表7イ～ハ注2	青P342
	減少月の利用延人員数が、減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数(算定基礎)から5%以上減少している。	□ 該当	感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式	留意事項通知 第2の8(3)	青P343
	減少月の翌々月から3月以内に限り算定 ※ただし、特別の事情があると認められる場合には、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限り延長可能	□ 満たす		老認発0316第4号、老老発0316第3号 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	緑P1060
	利用延人員数の減少が生じた月から適用終了月まで毎月利用延人員数を算出し、記録	□ 実施	利用延人員数の記録		
	加算算定(延長含む)の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了	□ 満たす		令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1, Vol.3)	青P314～
	<事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例>				
	特例適用前の規模区分が大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱ	□ 該当		留意事項通知 第2の8(8)⑤	青P337
	減少月の利用延人員数が、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等になった場合には、減少月の翌々月から、より小さい事業所規模別の報酬区分を適用	□ 該当	感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式	老認発0316第4号、老老発0316第3号 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	緑P1060
特例の適用期間内に、月の利用延人員数が、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超え、かつ、特例適用前の事業所規模別の報酬区分の利用延人員数まで戻った場合は当該月の翌月をもって特例の適用を終了	□ 満たす				
特例適用の届出を行った月から適用終了月まで毎月利用延人員数を算出し、記録	□ 実施	利用延人員数の記録		青P314～	
※3%加算の算定要件及び規模区分特例の適用要件のいずれにも該当する事業所は、規模区分の特例を適用	□ 満たす		令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1, Vol.3)		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護	予防		
	理学療法士等体制強化加算	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録	報酬告示 別表7イ～ハ注3 留意事項通知 第2の8(4)	青P342 青P343		
		理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上	<input type="checkbox"/> 配置	出勤簿、勤務表、資格証				
	7～8時間の前後に行う日常生活上の世話 (延長加算)	7時間以上8時間未満のサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	通所リハビリテーション計画、サービス提供票、実施記録	報酬告示 別表7イ～ハ注4 留意事項通知 第2の8(5) 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問61 令和3年介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1.3) 問27、問28	青P342 青P343 緑P47 Q2 青P318		
		8時間以上9時間未満	<input type="checkbox"/> 50単位					
		9時間以上10時間未満	<input type="checkbox"/> 100単位					
		10時間以上11時間未満	<input type="checkbox"/> 150単位					
		11時間以上12時間未満	<input type="checkbox"/> 200単位					
		12時間以上13時間未満	<input type="checkbox"/> 250単位					
		7時間以上	<input type="checkbox"/> 300単位					
	リハビリテーション提供体制加算	常時事業所に配置されている理学療法士等の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たす	勤務表	報酬告示 別表7イ～ハ注5 留意事項通知 第2の8(6)	青P344		
		3時間以上4時間未満	<input type="checkbox"/> 12単位					
		4時間以上5時間未満	<input type="checkbox"/> 16単位					
		5時間以上6時間未満	<input type="checkbox"/> 20単位					
		6時間以上7時間未満	<input type="checkbox"/> 24単位					
		7時間以上	<input type="checkbox"/> 28単位					
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/> 300単位	利用者の基本情報	報酬告示 別表7イ～ハ注6 留意事項通知 第2の8(7)	青P344	報酬告示 別表7イ注2 留意事項通知 第2の6(15) 大臣告示第83号	青P1342 青P1343 緑P818～
		通常の実施地域を越えてサービスを提供	<input type="checkbox"/> 合致	運営規程	大臣告示第83号	緑P818～		
		交通費の支払いを受領	<input type="checkbox"/> なし	領収書				
	入浴介助加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)共通	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	<input type="checkbox"/> 満たす	勤務表、入浴設備	報酬告示 別表7イ～ハ注7	青P345		
		通所リハビリテーション計画上の位置付け	<input type="checkbox"/> あり	通所リハビリテーション計画	留意事項通知 第2の8(10)ア			
		入浴介助の実施(介助には、入浴中の利用者の観察を含む。)	<input type="checkbox"/> 実施	実施記録	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1.8) 問6	青P321		
		利用者の事情により入浴を実施しなかった場合	<input type="checkbox"/> 算定せず	実施記録				

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等	
					介護	予防
入浴介助加算（Ⅱ）	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価	<input type="checkbox"/> 実施	通所リハビリテーション計画、評価の記録	留意事項通知 第2の8(10)イ  令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8) 問1～問5	青P345	
	利用者の居宅を訪問し評価した者が入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、通所介護事業所に対しその旨情報共有	<input type="checkbox"/> 実施	通所リハビリテーション計画、情報共有の記録		青P320～	
	評価の結果、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び利用者担当の介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。	<input type="checkbox"/> 実施	通所リハビリテーション計画、助言の記録			
	事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、居宅訪問した医師等との連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえ、個別の入浴計画を作成	<input type="checkbox"/> 実施	通所リハビリテーション計画、入浴計画			
	作成した入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助	<input type="checkbox"/> 実施	通所リハビリテーション計画、入浴計画			
	自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者については、右記Q&Aに示された要件をすべて満たすことにより、算定しても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 満たす	通所リハビリテーション計画、入浴計画、実施記録			
リハビリテーション マネジメント加算 (共通) (介護)	同一の利用者に対し、同一月に他のリハビリテーションマネジメント加算を併算定していない	<input type="checkbox"/> 適合		報酬告示 別表7イ～ハ注8  95号告示 二十五	青 P347～P349	
	リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえた、多職種協働による通所リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直し等といったサイクル「SPDCA」が構築され、継続的に質の管理を行っている	<input type="checkbox"/> 適合		留意事項通知 第2の8(11)  リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑 P987～	
	事業所の医師が理学療法士等に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	リハビリテーション計画書 (別紙様式2-2-1 又2-2-2)、 同意書等	「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.2)」 問27, 28, 問30～問35	青 P372～P375	
	指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士等が、当該内容がリハビリテーションマネジメント加算の基準に適合するものであると明確に分かるように記録している	<input type="checkbox"/> あり				
	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録している	<input type="checkbox"/> 該当				
	リハビリテーション介護の構成員である医師がテレビ電話等情報通信機器を使用して参加した場合に、会議の議事に支障がないか	<input type="checkbox"/> なし				

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等	
					介護	予防
リハビリテーション マネジメント加算 (共通) (介護)	通所リハビリテーション計画の作成にあたり、当該計画の同意を得た否の属する月から起算して6月以内の場合は1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直している	<input type="checkbox"/> 該当	リハビリテーション計画書 (別紙様式2-2-1 又2-2-2) 同意書等	報酬告示 別表7イ～ハ注8 9 5号告示 二十五 留意事項通知 第2の8(11) リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16) 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.2)」 (問27, 28, 問30～問35)	青 P347～P349  緑 P987～  青 P372～P375	
	理学療法士等が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、以下に関する情報提供を行う					
	・利用者の有する能力	<input type="checkbox"/> あり				
	・自立のために必要な支援方法	<input type="checkbox"/> あり				
	・日常生活上の留意点	<input type="checkbox"/> あり				
次のいずれかに適合 (1) 理学療法士等が、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護事業その他の居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う (2) 理学療法士等が、利用者の居宅を訪問し、利用者の家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う	<input type="checkbox"/> 該当					
リハビリテーション マネジメント加算 (A)イ、(A)ロ (介護)	通所リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した理学療法士等が利用者又は家族に対して説明し利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告している	<input type="checkbox"/> 該当	リハビリテーション計画書 (別紙様式2-2-1 又2-2-2) 同意書等	科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑 P1070～	
	リハビリテーションマネジメント加算(A)イの算定基準に適合することを確認し、記録している	<input type="checkbox"/> あり				
リハビリテーション マネジメント加算 (B)イ、(B)ロ (介護)	通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し利用者の同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	リハビリテーション計画書 (別紙様式2-2-1 又2-2-2) 同意書等			
	リハビリテーションマネジメント加算 (B)イの算定基準に適合することを確認し、記録している	<input type="checkbox"/> あり				
リハビリテーション マネジメント加算 (A)ロ、(B)ロ	利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容を科学的介護情報システム(LIFE)を用いて厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、LIFEへの提供情報及びフィードバック情報を活用し、PDCAサイクルによりサービスの質の管理を行っている。	<input type="checkbox"/> 該当				
短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算の有無	<input type="checkbox"/> あり	リハビリテーション実施計画書、実施記録	報酬告示 別表7イ～ハ注9 留意事項通知 第2の8(12) リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	青 P350 青 P351 緑 P989～ 緑 P121 Q7, Q8	
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的な個別リハビリテーションを行っている	<input type="checkbox"/> 合致				
	退院(退所)日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを集中的に実施(概ね週2回以上1回40分以上)	<input type="checkbox"/> 110単位				
	実施計画の評価、見直し	<input type="checkbox"/> 1月以内				
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算の有無	<input type="checkbox"/> なし				
	生活行為向上リハビリテーション実施加算の有無	<input type="checkbox"/> なし				

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等		
					介護	予防	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通	認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力（生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力）を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施	<input type="checkbox"/> 該当	報酬告示 別表7イ～ハ注10 95号告示 二十七 留意事項通知 第2の8(13) リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について（R3.3.16）	青P350 青P350 緑P660～ 青P351 緑P989～ 緑P121～ Q9～ Q18		
		精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師の配置	<input type="checkbox"/> 配置				
		認知症であると医師が判断した者であって、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し算定	<input type="checkbox"/> 合致				
		本加算の対象となる利用者は、MMSE（Mini Mental State Examination）又はHDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）においておおむね5点～25点に相当する者である	<input type="checkbox"/> 合致				
		同一の利用者に対し、同一月に他の認知症短期集中リハビリテーション実施加算を併算定していない	<input type="checkbox"/> 合致				
		短期集中個別リハビリテーション実施加算の有無	<input type="checkbox"/> なし				
		生活行為向上リハビリテーション実施加算の有無	<input type="checkbox"/> なし				
		過去3月の間に本加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 合致				
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、個別にリハビリテーションを実施				<input type="checkbox"/> 合致
	個別に行う集中的なリハビリテーション（1回20分以上）		<input type="checkbox"/> 該当				
	1週に2日を限度		<input type="checkbox"/> 該当				
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内	<input type="checkbox"/> 該当				
		リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又ロ若しくは(B)イ又はロの算定	<input type="checkbox"/> あり				
		医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションを実施	<input type="checkbox"/> 合致				
		1月に4回以上（1月に8回以上が望ましい）	<input type="checkbox"/> 該当				
		通所リハビリテーション計画に、時間、実施頻度、実施方法を定めている	<input type="checkbox"/> 該当				
		通所リハビリテーション計画の作成に当たって、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、利用者の居宅を訪問	<input type="checkbox"/> あり				
		通所リハビリテーションの評価に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を利用者と家族に伝達	<input type="checkbox"/> あり				
		通所リハビリテーションの評価に当たって、利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施していない	<input type="checkbox"/> 合致				
	退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内	<input type="checkbox"/> 該当					

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護		予防	
生活行為向上リハビリテーション実施加算		生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されている	<input type="checkbox"/> 配置	通所リハビリテーション計画書、生活行為リハビリテーション実施計画(別紙様式6)、実施記録、出勤簿、勤務表、資格証	報酬告示 別表7イ～ハ注11 95号告示 二十八 留意事項通知 第2の8(14) 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」問6	青P352 青P353 青P376 緑P124～Q19～Q22	報酬告示 別表5イ注3 95号告示 一〇六の六 留意事項通知 第2の6(2) 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」問6	青P1344 青P1345 青P376 緑P124～Q19～Q22
		生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画を定め、リハビリテーションを提供している	<input type="checkbox"/> 合致					
		上記計画で定めた指定通所リハビリテーション実施期間中、指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告している	<input type="checkbox"/> 合致					
		短期集中個別リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算のいずれも算定していない(急性増悪等により当該加算を算定する必要性をリハビリテーション会議で合意した場合を除く)	<input type="checkbox"/> 満たす					
		リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又ロ若しくは(B)イ又はロの算定	<input type="checkbox"/> あり					
		事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施	<input type="checkbox"/> 合致					
		リハビリテーション実施計画に基づく通所リハビリテーションを開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り1月につき1,250単位を算定	<input type="checkbox"/> 合致					
		〔経過措置〕令和3年3月31日までに改正前の当該加算を算定している利用者については引き続き改正前の単位数を算定						
		イ(利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合)2,000単位 ロ(当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合)1,000単位	<input type="checkbox"/> 合致 <input type="checkbox"/> 合致					
		イとロを併算定していない	<input type="checkbox"/> 満たす					
〔経過措置〕令和3年3月31日までに改正前の当該加算を算定している利用者については改正前の注11の減算が適用される。また令和3年3月31日時点で改正前の注11の減算が適用されている利用者については引き続き減算が適用される。								
当該加算を算定し、加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた実施期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対し再度通所リハビリテーションを行ったときは、提供を終了した日の属する月の翌日から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15を相当する単位数を減算	<input type="checkbox"/> 合致							
若年性認知症利用者受入加算		初老期における認知症	<input type="checkbox"/> 該当	利用者の基本情報	報酬告示 別表7イ～ハ注12	青P354	報酬告示 別表5イ注4	青P1346
		若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	通所リハビリテーション計画	留意事項通知 第2の8(15)	青P355	95号告示 十八	
		利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> あり	実施記録	95号告示 十八の二	緑P125～Q23～Q26		
栄養アセスメント加算		当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 満たす	出勤簿、勤務表、資格証	報酬告示 別表7イ～ハ注13	青P354		
		管理栄養士、看護・介護職員等が共同して栄養アセスメントを実施(3月に1回以上・体重測定は1月毎)	<input type="checkbox"/> 実施	栄養アセスメントの記録	留意事項通知 第2の8(16)	青P355		
		利用者等に対する結果の説明及び栄養食事相談、情報提供等	<input type="checkbox"/> 実施		95号告示 十八の二	緑P656		
		低栄養状態にある利用者等について、介護支援専門員と情報共有のうえ、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供検討を依頼	<input type="checkbox"/> 実施		リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(R3.3.16)	緑P1007～		
		原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。	<input type="checkbox"/> 算定せず		科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(R3.3.16)	緑P1070～		
		利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出(LIFEを使用)し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/> 実施		「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(Vol.6)問4、(Vol.7)問2	緑P582、P584		
定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当							

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護		予防	
栄養改善加算	事業所の従業者として又は外部(他の事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているものまたは常勤の管理栄養士を威名以上配置しているものに限る)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により管理栄養士を1名以上配置	管理栄養士、看護・介護職員等が共同して栄養ケア計画を作成	<input type="checkbox"/> 配置	出勤簿、勤務表、資格証	報酬告示 別表7イ～ハ注14 留意事項通知 第2の8(17) 95号告示 二十九	青P356 青P357 緑P660	報酬告示 別表5ニ注 留意事項通知 第2の6(7) 95号告示 十九	青P1352 青P1352 緑P656
		栄養ケア計画(参考様式)	<input type="checkbox"/> あり	栄養ケア計画(参考様式)	リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1007～	リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1007～
		利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	<input type="checkbox"/> あり	利用者又は家族が同意した旨の記録	「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(Vol.3)問33	青P322	「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(Vol.3)問33	青P322
		計画に従い、必要に応じた利用者の居宅訪問、栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	<input type="checkbox"/> あり	栄養ケア提供経過記録(参考様式)		緑P111～、Q46～Q48 緑P126～、Q27、Q28		緑P111～、Q46～Q48 緑P126～、Q27、Q28
		概ね3月ごとに栄養ケア計画の評価、介護支援専門員に対する情報提供	<input type="checkbox"/> あり	栄養ケアモニタリング(参考様式)				
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 満たす					
		月の算定回数	<input type="checkbox"/> 2回以下	介護給付費請求書及び明細書				
口腔・栄養スクリーニング加算(共通)	当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定せず		報酬告示 別表7イ～ハ注15 留意事項通知 第2の8(18) 95号告示 十九の二	青P358 青P359 緑P656	報酬告示 別表5ホ注 留意事項通知 第2の6(8) 95号告示 百七の二	青P1354 青P1355 緑P698	
		<input type="checkbox"/> 該当						
	当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行う	<input type="checkbox"/> 実施	口腔・栄養スクリーニング様式	リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1012～	リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1012～	
		<input type="checkbox"/> 実施	情報提供した旨の記録					
		<input type="checkbox"/> 該当せず						
		<input type="checkbox"/> 該当せず						
	当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供	算定月が次に掲げる基準のいずれにも適合しないこと						
		①栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当せず					
		②当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当せず					
		次に掲げる基準(1)か(2)のいずれかに適合すること						
		(1)次に掲げる基準のいずれにも適合すること						
		①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行う	<input type="checkbox"/> 実施	口腔・栄養スクリーニング様式				
		②当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供	<input type="checkbox"/> 実施	情報提供した旨の記録				
		③算定月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当					
④算定月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月でない		<input type="checkbox"/> 該当						
(2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること								
①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行う		<input type="checkbox"/> 実施	口腔・栄養スクリーニング様式					
②当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供		<input type="checkbox"/> 実施	情報提供した旨の記録					
③算定月が、栄養アセスメント加算を算定していないかつ当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月でない	<input type="checkbox"/> 該当							
④算定月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当							

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護	予防		
口腔機能向上加算 (I) (II) 共通	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置  言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成  医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを個別に行っている  必要に応じ、介護支援専門員を通じての主治の歯科医師等への情報提供、受診勧奨などの措置  利用者が歯科医療を受診をしている場合で、医療保険において歯科診療点数表に掲げる摂食機能療法の算定をしていない  利用者が歯科医療を受診をしている場合で、医療保険において歯科診療点数表に掲げる摂食機能療法の算定をしておらず、かつ介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っている  利用者等に対する計画の説明及び同意の有無  計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成  利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価、介護支援専門員等への情報提供  定員、人員基準に適合  月の算定回数	<input type="checkbox"/> 配置	出勤簿、勤務表、資格証	報酬告示 別表7イ～ハ注16 留意事項通知 第2の8(19) →留意事項通知 第2の7(18) 95号告示 三十	青P360 青P360 緑P660	報酬告示 別表7ニ注 留意事項通知 第2の7(4) 95号告示 百八 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について	青P1011 青P1011 青P1011 緑P586 緑P804～	
		<input type="checkbox"/> あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)	リハビリテーション・個別機能訓練加算、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1012～	18.5.2介護制度改革information vol.102 平成18年4月改定関係Q & A (vol.4) 問1	緑P102	
		<input type="checkbox"/> 合致					21.3.23介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A (vol.1) 問14、問15	緑P103
		<input type="checkbox"/> あり若しくは必要がない					21.4.17介護保険最新情報vol.79 平成21年4月改定関係Q & A (vol.2) 問1	緑P103～
		<input type="checkbox"/> 満たす						
		<input type="checkbox"/> 満たす						
		<input type="checkbox"/> あり	利用者又は家族が同意した旨の記録					
		<input type="checkbox"/> あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)					
		<input type="checkbox"/> おおむね3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)					
		<input type="checkbox"/> 満たす						
<input type="checkbox"/> 2回以下		介護給付費請求書及び明細書						
口腔機能向上加算 (II)	利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出(LIFEを使用)し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/> 実施		科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1070	科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について (R3.3.16)	緑P1070	
移行支援加算	通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護等(通所リハビリテーションは除く。)に移行させるリハビリテーションを実施している	<input type="checkbox"/> 合致	リハビリテーション実施プログラム	報酬告示 別表7ニ 95号告示 三十二 94号告示 十九	青P367 緑P661 緑P634	/		
	評価対象期間において通所リハビリテーション終了者のうち指定通所介護等(指定通所リハビリテーションを除く。)を実施した者の占める割合が100分の3を超えている	<input type="checkbox"/> 合致	実施記録	留意事項通知 第2の8(27) →留意事項通知 第2の5(11)	青P367～			
	通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に従業者が終了者に対して指定通所介護等の実施状況を確認し、記録している	<input type="checkbox"/> あり	実施記録					
	12を当該通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上である	<input type="checkbox"/> 合致						
通所リハビリテーション終了者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供している	<input type="checkbox"/> あり		リハビリテーション計画書					

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等		
					介護	予防	
重度療養管理加算	要介護3、要介護4又は要介護5に該当		□ 合致	利用者の基本情報	報酬告示 別表7イ～ハ注18 留意事項通知 第2の8(20)	青P362 青P362～	
	厚生労働大臣が定める状態が一定の期間や頻度で継続		□ 合致	利用者の基本情報			
	計画的な医学的管理を継続的に実施し、診療録に記録		□ あり	診療録			
中重度者ケア体制加算	指定通所リハビリテーション事業所の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保している		□ 合致	出勤簿、勤務表、資格証	報酬告示 別表7イ～ハ注19 留意事項通知 第2の8(21) →留意事項通知 第2の7(9)	青P306 青P306～	
	前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である		□ 合致	利用者の基本情報			
	指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置している		□ 配置	出勤簿、勤務表、資格証			
	中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するリハビリテーションを計画的に実施するプログラムを作成している		□ あり	リハビリテーション実施プログラム			
	看護職員の配置のない日は算定不可		□ 合致	出勤簿、勤務表、実施記録			
同一建物居住者等に対する減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通う者については、所定単位を減算する ※「同一建物」とは事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物 ・建物の1階部分に通所リハビリテーション事業所がある場合や、建物と渡り廊下等で繋がっている場合は該当 ・同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は非該当 ※当該建築物の管理、運営法人が当該通所リハビリテーション事業所の事業者と異なる場合であっても該当 ※減算の対象は、通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者及び同一建物から通所リハビリテーションを利用する者に限られる ・自宅（同一建物に居住する者を除く。）から通所リハビリテーション事業所へ通い、同一建物に宿泊する場合、この日は減算とならない ・同一建物に宿泊した者が通所リハビリテーション事業所へ通い、自宅（同一建物に居住する者を除く）に帰る場合、この日は減算となる		□ 該当	利用者の基本情報	報酬告示 別表7イ～ハ注21 留意事項通知 第2の8(23) →留意事項通知第2の7(20) 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」問55	青P366 青P366 緑P47	報酬告示 別表5イ注6 留意事項通知 第2の6(4) 青P1346 青P1346
	傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所リハビリテーション事業所との往復の移動を介助した場合に限られる。 ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所リハビリテーション計画に記載し、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。		□ 該当	実施記録			
事業者が送迎を行わない場合の減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道ごとに所定単位を減算している（同一建物居住者等に係る減算の対象者を除く）		□ 合致	実施記録、送迎の記録	報酬告示 別表7イ～ハ注22 留意事項通知 第2の8(24) 27.4.1事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」問61,問62	青P366 青P366 緑P128,129	
	通所リハビリテーション計画に送迎の有無の位置づけはされているか		□ あり	通所リハビリテーション計画			
	事業所の職員が徒歩で送迎した場合は、減算の対象にはならない		□ 合致	実施記録、送迎の記録			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護		予防	
サービス提供強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通	サービス提供強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通	前年度(3月を除く)の職員の割合につき、毎年度記録しているか。また、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか	<input type="checkbox"/> 適合	職員台帳(履歴書)、資格証等	報酬告示 別表7ホ注 95号告示 三十三 留意事項通知 第2の8(24) →留意事項通知 第2の3(7)④から⑧まで	青P369 緑P661~ 青P369,370 緑P15~P17 Q1~Q10	報酬告示 別表5ヌ注 95号告示 百十三 →二十三	青P1361 青P1361 緑P700 緑P15~P17 Q1~Q10
		定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 適合					
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	次の①、②のいずれかに適合	<input type="checkbox"/> 適合					
		①介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上	<input type="checkbox"/> 満たす					
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②介護職員のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	<input type="checkbox"/> 満たす					
		介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 適合					
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	次の①、②のいずれかに適合	<input type="checkbox"/> 適合					
		①介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上	<input type="checkbox"/> 満たす					
		②リハビリテーションを直接提供する職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員等)のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 満たす					
	運動器機能向上加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置					
医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っている		<input type="checkbox"/> 合致						
理学療法士、介護職員等が共同して3月程度の運動器機能向上計画を作成		<input type="checkbox"/> あり	運動器機能向上計画					
効果、リスク、緊急時の対応と併せて利用者に計画を説明し同意を得る		<input type="checkbox"/> あり	同意の記録					
理学療法士等による運動器機能向上サービスの提供		<input type="checkbox"/> 実施	実施記録					
計画の進捗状況の定期的な評価		<input type="checkbox"/> 実施						
短期目標に応じたモニタリングの実施		<input type="checkbox"/> 概ね1月ごと に実施	運動器機能向上サービスのモニタリング					
長期目標に応じたモニタリングの実施		<input type="checkbox"/> 概ね3月ごと に実施						
利用者の運動器の機能を定期的に記録		<input type="checkbox"/> あり	アセスメント					
計画実施期間終了後、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について介護予防支援事業者へ報告		<input type="checkbox"/> あり						
定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 満たす							

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等						
					介護	予防					
選択的サービス複数 実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施	<input type="checkbox"/> 該当	実施するサービスに該当する加算の確認書類欄を参照	/	/	/	報酬告示 別表5ト注 95号告示 百九 留意事項通知 第2の6(10)	青P1358 青P1358 緑P699 青P1359			
	選択的サービス複数 実施加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 該当	実施するサービスに該当する、加算の加算の確認書類欄を参照				平成18年4月改定関係Q & A (vol.1)問22、問23、問24	緑P130			
	選択的サービス複数 実施加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 共通	同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当				実施記録				
		当該加算の算定は(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか	<input type="checkbox"/> 該当								
		介護予防通所リハビリテーションを提供した日に、サービスを実施	<input type="checkbox"/> 該当				実施記録				
		実施する選択的サービスごとに、各サービスの取扱いに従い適切に実施	<input type="checkbox"/> 該当								
		いずれかの選択的サービスを1月につき2回以上実施	<input type="checkbox"/> 該当				実施記録				
いずれかの選択的サービスを週1回以上実施	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録									
事業所評価加算	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり		/	/	/	報酬告示 別表5チ注 留意事項通知 第2の6(11) 95号告示 百十	青P1358 青P1359 青P1358 緑P699～ 緑P643			
	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施	<input type="checkbox"/> 実施					94号告示 八十三				
	前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員数が10名以上	<input type="checkbox"/> 満たす					事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について	緑P956～			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通	介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じている	<input type="checkbox"/> している		/	/	/	報酬告示 別表7へ注 95号告示 三十四 留意事項通知 第2の8(29) →留意事項通知 第2の2(22)	青P371 緑P661 青P371			
	(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ている	<input type="checkbox"/> している					介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(R3.3.16)	緑P966～986	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(R3.3.16)	緑P966～986	
	加算算定額に相当する賃金改善を実施 ※経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため賃金水準を見直した場合は、その内容を知事に届ける	<input type="checkbox"/> している						緑P18～ Q1～Q67		緑P18～ Q1～Q67	
	事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告する	<input type="checkbox"/> している									
	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない	<input type="checkbox"/> 処されていない									
	労働保険料の納付が適正に行われている	<input type="checkbox"/> している									

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護		予防	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	次に掲げる基準のいずれにも適合  (1) 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)及びそれぞれの賃金体系について定めている  (2) (1)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している  (3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している  (4) (3)について、全ての介護職員に周知している  (5) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている  (6) (5)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している  (7) 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(職場環境等要件の内容)をすべての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 定めている  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している	報酬告示 別表7へ注  95号告示 三十四  留意事項通知 第2の8(29) →留意事項通知 第2の2(22)  介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(R3.3.16)	青P371  緑P661  青P371  緑P966~986  緑P18~Q1~Q67	報酬告示 別表5ル注  95号告示 百十四  留意事項通知 第2の6(13) →留意事項通知 第2の2(10)  介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(R3.3.16)	青P1362  緑P661  青P1362  緑P966~986  緑P18~Q1~Q67	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件(Ⅰ)~(4)及び(7)に適合	<input type="checkbox"/> している					
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅰ)の算定要件(Ⅰ)+(2)又は(3)+(4)のいずれかを満たし、かつ(7)に適合	<input type="checkbox"/> している					
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通	(1) 次のa~dに掲げるいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じている  a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万以上である ※経験・技能のある介護職員とは介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者  b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較して高い  c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上である(ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の返金賃金額の見込額を上回らない場合はこの限りではない)  d その他の職種の賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回らない	<input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> 満たす  <input type="checkbox"/> 満たす  <input type="checkbox"/> 満たす  <input type="checkbox"/> 満たす	報酬告示 別表7へ注  95号告示 三十四  留意事項通知 第2の8(29) →留意事項通知 第2の2(22)	青P371  緑P661  青P371	報酬告示 別表5ル注  95号告示 百十四  留意事項通知 第2の6(13) →留意事項通知 第2の2(10)	青P1362  緑P661  青P1362  緑P966~986  緑P18~Q1~Q67	

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠となる法令等			
					介護		予防	
介護職員等特定処遇 改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)共通	(2)介護職員等特定処遇改善加算計画書を作成し、届出の計画に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> している	報酬告示 別表7へ注 95号告示 三十四 留意事項通知 第2の8(29) →留意事項通知 第2の2(22)	青P371 緑P661 青P371 緑P966~986	報酬告示 別表5ル注 95号告示 百十四 留意事項通知 第2の6(13) →留意事項通知 第2の2(10)	青P1362 緑P661 青P1362 緑P966~986		
		(3)特定加算の算定額に相当する賃金改善を実施					<input type="checkbox"/> している	
		(4)実績報告					<input type="checkbox"/> 行う	緑P18~ Q1~Q67
		(5)処遇改善加算の(Ⅰ)~(Ⅲ)のいずれかを算定					<input type="checkbox"/> している	
		(6)職場環境等要件を満たす					<input type="checkbox"/> 満たす	
		(7)特定加算に基づく取組をホームページ等により公表(令和3年度は算定要件とされていない)					<input type="checkbox"/> している	
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている	
介護職員等ベース アップ等支援加算	(1)賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている	<input type="checkbox"/> している						
	(2)処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している	<input type="checkbox"/> している						